

2001年6月7日

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案要綱

第一 定義

1. この法律で「成果物作成委託」とは、次に掲げるものをいうものとする。こと。
 - 一 事業者が知的成果物(文章、図面、写真、映像、音楽、プログラムその他の人的役務によって得られる知的な成果をいう。以下同じ。)をそれが記録された物品の販売その他の方法により他人に提供すること(広告宣伝その他これに類する目的のためにするものを除く。)、知的成果物を請け負って作成すること又はその使用する知的成果物を作成することを業として行う場合にその知的成果物の作成(放送番組、広告等個々の人的役務を総合的に構成することによって得られる知的成果物にあつては、その個々の人的役務の提供を含む。)を他の事業者に委託すること。
 - 二 事業者がプログラム制御機器等(あらかじめ記憶させたプログラムを用いて制御を行う機器又は当該プログラムを記憶させたその半製品、部品若しくは附属品をいう。以下同じ。)の販売若しくは請け負ってする製造又はその使用するプログラム制御機器等の製造を業として行う場合にそのプログラムの作成を他の事業者に委託すること。(第二条第三項関係)
2. この法律で「役務提供委託」とは、事業者が他人の需要に応じてする役務の提供を業として行う場合にその役務の提供を他の事業者に委託すること(製造委託、修理委託又は成果物作成委託に該当するもの及び建設業を営む者が他人から委託を受けた建設工事を他の建設業を営む者に委託することを除く。)をいうものとする。こと。(第二条第五項関係)
3. 「親事業者」及び「下請事業者」の定義を改め、親事業者と下請事業者の範囲を画する資本の額又は出資の総額の基準を、現行の三億円及び一千万円から、三億円、一億円及び一千万円に細分化すること。また、成果物作成委託又は役務提供委託について、取引上の地位の不当利用のおそれのない場合を除き、製造委託又は修理委託の場合と同様に親事業者及び下請事業者を定義すること。(第二条第六項及び第七項関係)

4. 成果物作成委託又は役務提供委託に関し、製造委託又は修理委託の場合と同様に、親事業者が実質的に支配している法人たる事業者を親事業者とみなすことができるよう規定を整備すること。(第二条第八項関係)
5. 「下請代金」の定義に、親事業者が成果物作成委託又は役務提供委託をした場合に下請事業者の給付に対し支払うべき代金を追加すること。(第二条第九項関係)

第二 書面の交付並びに書類等の作成及び保存

成果物作成委託又は役務提供委託をした親事業者について、製造委託又は修理委託をした親事業者と同様に書面の交付並びに書類等の作成及び保存に係る規制が及ぶよう規定を整備すること。(第三条第一項及び第五条関係)

第三 親事業者の遵守事項

1. 親事業者は、下請事業者に対し成果物作成委託又は役務提供委託をした場合は、正当な理由がないのに下請事業者の給付の内容を変更させ、又は下請事業者の給付を受領した後に下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに給付をやり直させることによって、下請事業者の利益を不当に害してはならないものとする。
2. 1に定めるもののほか、親事業者が下請事業者に対し成果物作成委託又は役務提供委託をした場合について、その性質上想定され難いものを除き、製造委託又は修理委託の場合と同様に親事業者の遵守事項を規定すること。(第四条関係)

第四 中小企業庁長官の請求並びに公正取引委員会の勧告及び公表

親事業者が下請事業者に対し成果物作成委託又は役務提供委託をした場合の遵守事項違反について、製造委託又は修理委託の場合と同様に、中小企業庁長官が公正取引委員会に対し適当な措置をとるべきことを請求し、並びに公正取引委員会が勧告及び公表を行うことができるよう規定を整備すること。(第六条並びに第七条第二項及び第三項関係)

第五 罰金の額の引上げ

書面の交付義務違反、書類等の作成及び保存義務違反、虚偽報告、検査の妨害等に係る罰金の額の上限を、現行の三万円から二十万円に引き上げること。(第十条及び第十一条関係)

第六 その他

- この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行すること。(附則関係)
 - その他所要の規定の整備を行うこと。
-